

# 湧水町 障害者福祉サービス のしおり



湧水町役場長寿福祉課

～もくじ・窓口一覧～

No.	制度等名	ページ	窓口	電話番号
1	身体障害者手帳	1	長寿福祉課 障害者福祉係	74-3111 (2115)
2	療育手帳	1-2		
3	精神保健福祉手帳	2		74-3111 (3126)
4-①	更生医療	3		74-3111 (2113)
4-②	育成医療	3-4		74-3111 (3126)
4-③	精神通院	4-5		
5	重度心身障害者医療費助成事業	6		74-3111 (2113)
6	身体障害者等補装具費支給事業	7	74-3111 (2115)	
7	重度障害者等日常生活用具給付事業	8		
8	障害年金	9	住民税務課 年金係	74-3111 (2154)
			加治木年金事務所	62-3511
9	特別障害者手当	10	始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	44-7964
10	障害児福祉手当		長寿福祉課 障害者福祉係	74-3111 (2115)
11	心身障害者扶養共済制度	11-12	長寿福祉課 障害者福祉係	74-3111 (2115)
12	特別児童扶養手当	12	始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	44-7964
			健康増進課 子育て支援係	74-3111 (2107)
13	障害者自立支援給付サービス事業	12-14	長寿福祉課 障害者福祉係	74-3111 (2115)
			健康増進課 子育て支援係	74-3111 (2107)
14	放課後等デイサービス事業	14	健康増進課 子育て支援係	74-3111 (2107)
15	児童発達支援事業			
16	障害者地域生活支援事業	15	長寿福祉課	74-3111 (2115)

17	障害者福祉車両等購入補助事業	16-17	障害者福祉係	
18	自動車税(種別割・環境性能割) ・軽自動車税の減免	18	始良・伊佐地域振興局 県税課	63-8114
			住民税務課 軽自動車税係	74-3111(2144)
19	所得税・住民税の控除	19	住民税務課 住民税係	74-3111(2141)
			加治木税務署	62-2161
20	相続税の控除			
21	J R運賃等の割引	20	JR 乗車券 販売窓口	
22	バス運賃の割引		各バス会社 乗車券販売窓口	
23	航空運賃の割引	21	航空券 販売窓口	
24	タクシー運賃の割引	21	各タクシー会社	
25	有料道路の料金割引		長寿福祉課 障害者福祉係	74-3111(2115)
26	パーキングパーミット制度	22-23	大口保健所	23-5103
			始良保健所	44-7964
27	ヘルプマーク・ヘルプカード	24	長寿福祉課 障害者福祉係	74-3111(2115)
			県障害福祉課	099-286-2746
28	NHK放送受信料の減免	25	長寿福祉課 障害者福祉係	74-3111(2115)
			NHK鹿児島営業部	099-805-7077
29	携帯電話料金等の割引	25	各携帯会社	
30	NTT無料番号案内	26	NTT	0120-104-174

※障害に関するご不明な点は、湧水町役場長寿福祉課にお問い合わせください。

TEL : 0995-74-3111

## 障害者福祉増進事業

### (1) 身体障害者手帳【長寿福祉課】

#### 【目的】

身体に障害がある方の日常生活の自立を支援するために、様々な制度があります。これらを利用するためには「身体障害者手帳」が必要です。

身体障害者手帳は、申請に基づいて、目や耳、手足などに定められた程度以上の永続する障害がある方に交付されます。

#### 【対象者】

身体障害者福祉法に基づき、障害内容に該当する障害のある方

#### 【申請に必要なもの】

- ・ 申請書
- ・ 診断書(身障法第15条指定医師作成のもの)
- ・ 写真1枚(1年以内のもので、たて4cm×よこ3cm, 上半身脱帽)
- ・ 個人番号が確認できるもの

※住所、氏名などが変わった場合や、障害者手帳所持者が死亡した場合は届け出てください。

### (2) 療育手帳【長寿福祉課】

#### 【目的】

知的に障害がある方の日常生活の自立を支援するために、様々な制度があります。これらを利用するためには「療育手帳」が必要です。

療育手帳は、申請に基づき、児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害があると判定された方に交付されます。

#### 【対象者】

児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けた方で、次の障害に該当する方

- A 1 …… (最重度)      A 2 …… (重 度)  
B 1 …… (中 度)      B 2 …… (軽 度)

#### 〈北部児童相談所〉

〒895-1811

鹿児島県薩摩郡さつま町虎居704-2

TEL: 0996-21-3150

#### 〈鹿児島知的障害者更生相談所〉

〒891-0175

鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘6丁目12番

TEL: 099-264-3003

・開館時間 午前8時30分から午後5時15分  
(土曜日・日曜日・祝日, 12月29日～1月3日を除く)

※予約が必要となりますので, 事前に電話にてご予約をお願いします。

**【申請に必要なもの】**

- ・申請書
- ・写真1枚(1年以内のもので, たて4cm×よこ3cm, 上半身脱帽)
- ・個人番号が確認できるもの

※住所, 氏名などが変わった場合や, 障害者手帳所持者が死亡した場合は届け出てください。

### (3) 精神保健福祉手帳【長寿福祉課】

**【目的】**

精神に障害がある方の日常生活の自立を支援するために, 様々な制度があります。これらを利用するためには「精神保健福祉手帳」が必要です。

**【対象者】**

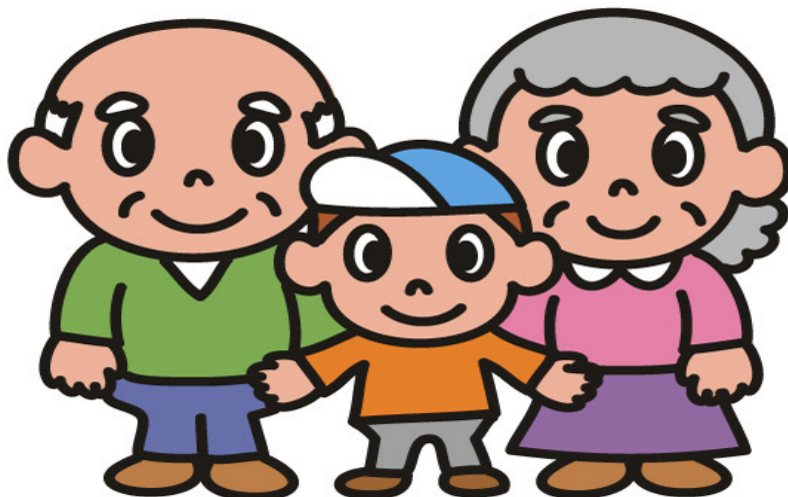
精神疾患等により, 日常生活等に支障がある方で, 精神保健福祉法に基づき障害内容に該当する障害のある方

※2年毎に更新手続きを要します。これは, 精神障害が疾患に起因し, 治療により改善される可能性があるためです。

**【申請に必要なもの】**

- ・申請書
- ・診断書又は年金証書等の写し
- ・写真1枚(1年以内のもので, たて4cm×よこ3cm, 上半身脱帽)
- ・個人番号が確認できるもの
- ・印鑑

※住所, 氏名などが変わった場合や, 障害者手帳所持者が死亡した場合は届け出てください。



## (4) 自立支援医療【長寿福祉課】

### ① 更生医療

#### 【目的】

指定医療機関において、18歳以上の身体障害者手帳を持っている方が、障害を軽減又は回復させるために必要な医療(人工透析、心臓手術など)を受ける場合に、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

#### 【対象者】

18歳以上の身体障害者

#### 【費用負担】

原則1割負担(所得に応じて上限額あり)

※ただし、制度を利用しようとする者の属する世帯に、一定以上の所得がある場合には対象とならない場合があります。

#### 【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・更生医療要否意見書(障害者総合支援法第59条指定医師・医療機関作成のもの)
- ・同意書
- ・特定疾病療養受領証の写し(対象の方のみ)
- ・健康保険証等の写し
- ・身体障害者手帳
- ・個人番号が確認できるもの
- ・通帳又は年金振込通知書等(障害年金、遺族年金等を受給中の方)

### ② 育成医療

#### 【目的】

指定医療機関において、18歳未満で身体に障害があり、放置すると将来障害が残る可能性があるが、その障害を除去軽減する効果が期待できる手術等の治療を行う場合に、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

#### 【対象者】

18歳未満の、身体に障害のある又は存在する疾患がこれを放置すれば将来障害に至ると認められる方で、確実な治療効果が期待できる方

#### 【費用負担】

原則1割負担(所得に応じて上限額あり)

※ただし、制度を利用しようとする者の属する世帯に、一定以上の所得がある場合には対象とならない場合があります。

**【申請に必要なもの】**

- ・申請書
- ・育成医療医師意見書(障害者総合支援法第 59 条指定医師・医療機関作成のもの)
- ・同意書
- ・特定疾病療養受領証の写し(対象の方のみ)
- ・健康保険証等の写し
- ・個人番号が確認できるもの
- ・通帳又は年金振込通知書等(保護者で、障害年金又は遺族年金等を受給中の方)

**③ 精神通院**

**【目的】**

精神障害者及び精神疾患患者の通院に係る費用の一部を公費で負担することで、経済的負担を軽減し、必要な医療を十分に受けることにより自立した生活と社会参加を実現することを目的とします。

**【対象者】**

精神疾患等により継続して通院等による治療が必要と認められる方（入院治療は対象外となります。）

**【費用負担】**

原則 1 割負担（所得に応じて上限額あり）

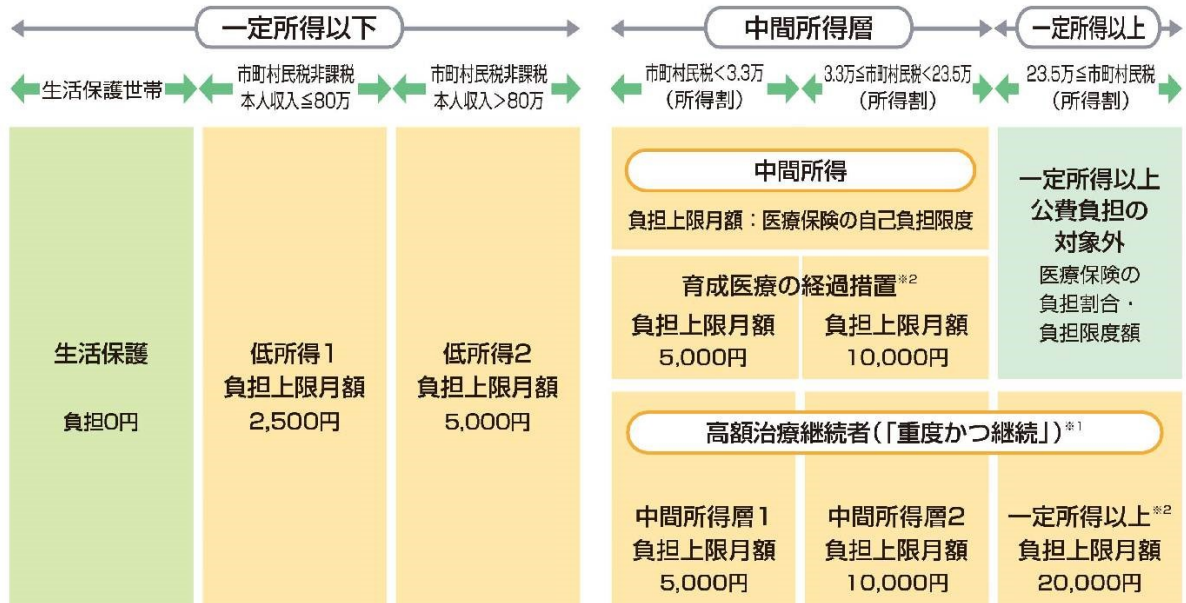
※ただし、制度を利用しようとする者の属する世帯に、一定以上の所得がある場合には対象とならない場合があります。

**【申請に必要なもの】**

- ・申請書
- ・自立支援医療費診断書(精神通院医療用)
- ・同意書
- ・健康保険証等の写し
- ・個人番号が確認できるもの
- ・通帳又は年金振込通知書等(障害年金、遺族年金等を受給中の方)
- ・印鑑

## 【自立支援医療費自己負担】

世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定（これに満たない場合は1割）。  
また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。



※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおりです。

① 疾病、症状等から対象となる者。

- 更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）。
- 精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な治療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者  
医療保険の多数回該当の者。

※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置があります。



## **(5) 重度心身障害者医療費助成事業【長寿福祉課】**

### **【目的】**

重度心身障害者の健康の保持増進を図り、もって重度心身障害者の福祉の向上に資するため、重度心身障害者の医療に要した費用の自己負担分に対し助成を行うものです。

### **【対象者】**

本町に住所を有する者で次の各号の条件を満たす者。ただし社会福祉施設等（※条件あり）に入所し、町外に住所を移した者については町内に住所を有する方とみなします。

- ① 身体障害者手帳1級・2級に該当する障害を有する方
- ② 知的指数が35以下と判定された方（療育手帳A1・A2等）
- ③ 身体障害者手帳3級に該当する障害を有し、かつ知能指数が50以下と判定された方

### **【助成】**

対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金に対して助成します。ただし次の各号に掲げる給付がなされるときは一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じて支給します。

- ① 国または地方公共団体の負担する医療に係る給付
- ② 医療保険各法の規定により支給される高額療養費
- ③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により支給される高額療養費
- ④ 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療費に係る給付

※支給申請は、保険給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して6月以内にしなければなりません。

#### **【受給資格証の登録申請に必要なもの】**

- ・申請書
- ・障害者手帳
- ・健康保険証
- ・限度額適用認定証
- ・振込口座のわかるもの(通帳又はキャッシュカード)
- ・印鑑（自署記名の場合、省略可）

※住所、氏名または健康保険などが変わった場合や、受給資格者が死亡した場合は届け出てください。

#### **【医療費助成金の申請に必要なもの】**

- ・申請書
- ・領収書
- ・印鑑（自署記名の場合、省略可）

## (6) 身体障害者等補装具費支給事業【長寿福祉課】

### 【目的】

身体障害者等の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、障害者等の職業その他の日常生活の能力の向上を図ることを目的として支給します。ただし、介護保険と同種の場合、介護保険法が優先されます。

### 【対象者】

身体障害者手帳又は特定疾患医療受給者証等お持ちの方で、更生相談所及び町の判定の結果、必要と認められた方

※用具ごとに対象者が定められており、障害の程度等によって支給の対象とならない場合があります。また、介護保険と同種目の場合、介護保険対象者は、介護保険での給付を優先する場合があります。

### 【支給の種類】

視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

### 【費用負担】

原則 1 割負担（所得に応じて上限額あり）

※平成 22 年 4 月から低所得（住民税非課税）の障害者等は自己負担なし。

### 【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・処方意見書(身障法第 15 条指定医師作成のもの)
- ・見積書(湧水町と契約している業者)
- ・身体障害者手帳又は特定疾患医療受給者証等
- ・印鑑

## (7) 重度障害者等日常生活用具給付事業【長寿福祉課】

### 【目的】

在宅の重度の障害者等対し，日常生活を容易にするための日常生活用具の給付を行います。

### 【対象者】

対象となる障害者等は以下のとおりです。ただし，用具ごとに対象者が定められており，障害の程度によって給付の対象とならない場合があります。また，介護保険と同種目の場合，介護保険対象者は，介護保険での給付を優先する場合があります。

- ① 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する方
- ② 療育手帳 A 1 又は A 2 を所持する方
- ③ 精神保健福祉手帳 1 級を所持する方
- ④ 上記に掲げる者と同等の障害を有すると町長が認める方（難病患者等）

### 【日常生活用具の種類】

介護・訓練用支援用具	特殊寝台，特殊マット，特殊尿器，入浴担架など
自立生活支援用具	入浴補助用具，移動・移乗支援用具，頭部保護帽など
在宅療養等支援用具	透析液加温器，ネブライザー(吸入器)，電気式たん吸引器，パルスオキシメーター，発電機又はバッテリーなど
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置，点字ディスプレイなど
排泄管理支援用具	ストマ装具，紙おむつ等，収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

### 【費用負担】

原則 1 割負担（所得に応じて上限額あり）

#### 【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・見積書(湧水町と契約している業者)
- ・障害者手帳又は特定疾患医療受給者証等
- ・印鑑

## (8) 障害年金【住民税務課・加治木年金事務所】

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

なお、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。詳しくは、湧水町役場 住民税務課又は加治木年金事務所までお問い合わせください。

### ○障害基礎年金

#### 【受給要件】

下記の1～3の条件すべてに該当する方が受給できます。

- 1 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
  - ・国民年金加入期間
  - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
- 2 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。(障害等級表は、身体障害者手帳の等級とは異なります。)
- 3 保険料の納付要件を満たしていること。  
20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

#### 【障害基礎年金額】

1級 993,750円 2級 795,000円 (R5年度額)

#### 【問い合わせ先】

ねんきんダイヤル

TEL：0570-05-1165

障害基礎年金(国民年金加入者)

湧水町役場 住民税務課 年金係

TEL：0995-74-3111

障害厚生年金(厚生年金加入者)

加治木年金事務所

〒899-5292

鹿児島県始良市加治木町諏訪町113

TEL：0995-62-3511

## **（９） 特別障害者手当【始良・伊佐地域振興局地域保健福祉課】【長寿福祉課】**

### **【目的】**

障害者の所得保障の一環として、障害者の自立生活の基盤を確保するため、在宅の特別障害者に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給し、特別障害者の福祉の増進を図るものです。（県所定の申請書・診断書により申請し、県の審査会等により認定されることが必要です。）

### **【対象者及び支給要件】**

- ① 精神又は身体において、国民年金法における１級程度の障害若しくは重複する重度の障害あるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある２０歳以上の方
- ② ２０歳未満の方には、障害児福祉手当が支給されます。
- ③ 老人ホーム等の入所者及び病院又は診療所に継続して３ヶ月を超えて入院している方は除きます。
- ④ その他、本人、配偶者、扶養義務者の所得により支給制限（停止）があります。

### **【支給額等】**

一人につき月額２７，９８０円（Ｒ５年度額）。手当は毎年２月，５月，８月，１１月にそれぞれ前月分までの３ヶ月分が支給されます。

## **（１０） 障害児福祉手当【始良・伊佐地域振興局地域保健福祉課】【長寿福祉課】**

### **【目的】**

２０歳未満であって重度の障害にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児に手当を支給し、その福祉の増進を図るものです。（県所定の申請書・診断書により申請し、県の審査会等により認定されることが必要です。）

### **【対象者及び支給要件】**

- ① ２０歳未満の方
- ② 所得制限は、特別障害者手当の額と同額です。
- ③ 施設の入所児等は除きます。

### **【支給額等】**

一人につき月額１５，２２０円（Ｒ５年度額），支給方法は特別障害者手当と同じです。

#### **【申請に必要なもの】**

- ・認定請求書 ・診断書 ・所得状況届
- ・課税証明書
- ・戸籍謄本又は、抄本及び世帯全員の住民票の写し
- ・受給証明書の写し（公的年金を受給している場合）
- ・口座振込申出書，振込口座の通帳の写し
- ・同意書（年金調査用，特別障害者手当のみ）
- ・個人番号が確認できる書類
- ・身元確認ができる書類（身体障害者手帳等で可）

## (11) 心身障害者扶養共済制度【長寿福祉課】

### 【目的】

心身障害者を持つ保護者が相互扶助の精神に基づき一定の掛金を拠出しておき、保護者が死亡又は重度の障害者となった場合、心身障害者に年金を支給することにより、心身障害者の生活安定と福祉の増進を図るものです。

### 【対象】

#### ① 加入資格

- ア 心身障害者を扶養する保護者で年齢が65歳（毎年4月1日現在）未満の者
- イ 県内に住所があることが必要です。
- ウ 加入限度は、障害児（者）一人につき2口まで。

#### ② 心身障害児（者）の範囲

- ア 知的障害児（者）
- イ 身体障害児（者）（1級～3級までの手帳所持者）
- ウ 精神又は身体に永続的な障害を有する障害児（者）で1又は2と同程度の障害者と認められる者（脳性まひ、血友病、精神病、自閉症、進行性筋萎縮症など）

### 〔掛金（附加）の額（新規）〕

加入（附加）時の年齢	掛金月額
35歳未満の方	9,300円
35歳以上40歳未満の方	11,400円
40歳以上45歳未満の方	14,300円
45歳以上50歳未満の方	17,300円
50歳以上55歳未満の方	18,800円
55歳以上60歳未満の方	20,700円
60歳以上65歳未満の方	23,300円

※ 平成20年4月以降の掛金

### 〔負担割合〕

区分	県	町	加入者
生活保護世帯	4.5/10	4.5/10	1/10
町民税 非課税世帯	3/10	3/10	4/10
その他の世帯	0	0	10/10
口数追加	0	0	10/10

### 〔給付金〕

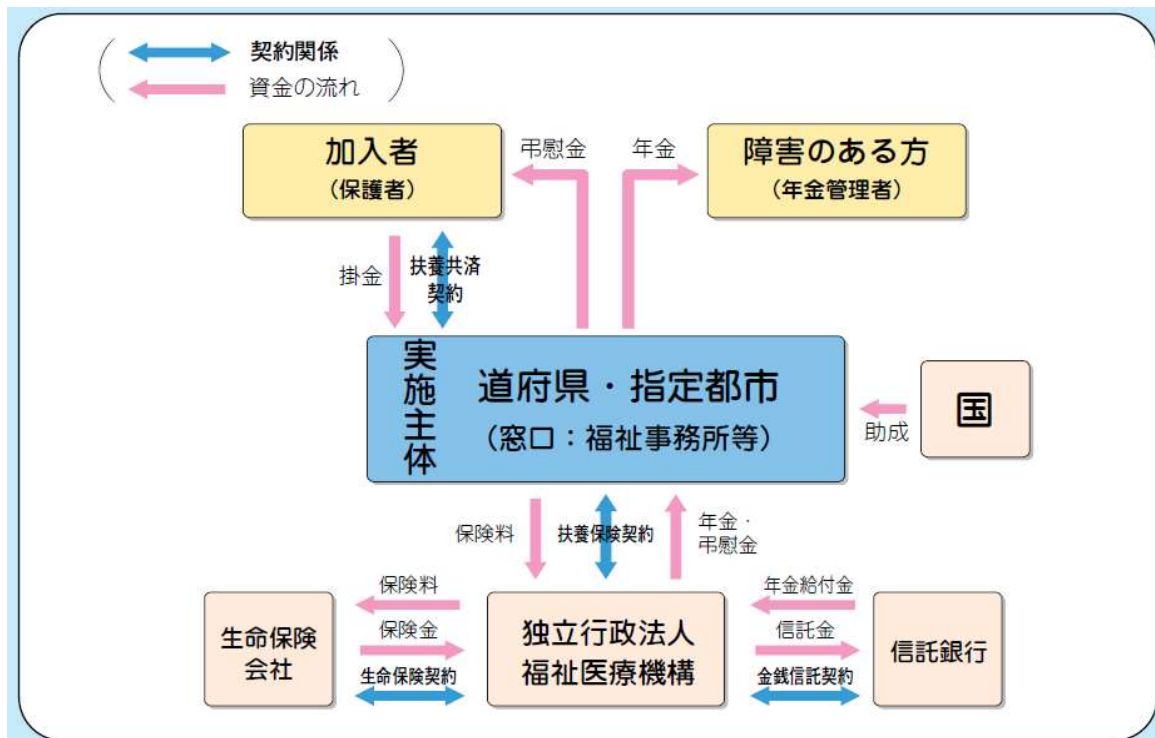
加入者（障害者の扶養者）が死亡、又は重度障害者となった場合

年金	1口加入者 月々20,000円（年額24万円）	加入者死亡 重度障害
----	-------------------------	---------------

障害者が死亡した場合

弔慰金	加入期間が1年以上5年未満の者 20,000円 加入期間が5年以上20年未満の者 50,000円 加入期間が20年以上の者 100,000円	障害者死亡
-----	--	-------

【制度の概要図】



(12) 特別児童扶養手当【始良・伊佐地域振興局地域保健福祉課】【健康増進課】

精神または身体に障害がある20歳未満の児童を扶養している父母，あるいは父母に代わってその児童を養育している方に対して，鹿児島県が決定し，手当を支給する制度です。詳しくは，始良・伊佐地域振興局地域保健福祉課または湧水町役場健康増進課にお問い合わせください。

【手当額】（額については改定される場合があります。）

- 1級 月額 53,700円
- 2級 月額 35,600円 （令和5年4月から適用）

(13) 障害者自立支援給付サービス事業【長寿福祉課・健康増進課】

【目的】

障害及び難病等のある者が自立した生活と社会参加を実現するため，障害別や程度に応じた各種援護，各種福祉サービスを提供するものです。

【対象者】

- ① 町内に居住する障害者又は難病等対象者
- ② ①のうち障害支援区分1～6の認定を受けた者
- ③ 何らかの支援を要する児童（②の障害支援区分認定は不要）

※サービスにより障害支援区分が必要なもの，不要なものがあります。

※申請及び決定には，事前に申請者と相談支援事業所及びサービス提供事業所との協議（契約）が必要です。

※サービス提供事業所が近隣にないため、受けられないサービスもあります。

【給付サービスの内容】

障害者総合支援法に基づき、給付されるサービスは以下のとおりです。

給付種類	系列	サービス名	内 容
介護給付	訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄，食事などの介助を行います。
		重度訪問介護	重度の障害がある方に対し，自宅で入浴や排泄，食事などの介助や外出時の移動の補助等を行います。
		行動援護	知的障害や精神障害により単独での行動が困難で常に介護を要する方に行動のための必要な介助や外出時の移動の補助等を行います。
		重度障害者等包括支援	常時、高度の介護が必要と認められる方に対し，居宅介護などのサービスを包括的に提供されます。
	日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などにより介護が困難な状況に陥ったときに，短期間施設へ入所して，介護を受けることができます。
		療養介護	医療が必要な障害者で，常に介護を要する方に，医療機関で機能訓練や療養上の管理，看護，介護を行います。
		生活介護	常に介護が必要な方に，施設で入浴や排泄，食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
施設系	施設入所支援	施設に入所する方に入浴や排泄，食事の介護などを提供します。	
訓練等給付	訓練系・就労系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会参加ができるように，一定期間における身体機能や生活能力の向上に必要な訓練を行います。
		就労移行支援	就労を希望される方に対して，一定の期間における生産活動やその他の活動の提供，知識や能力の向上のための訓練を行います。
		就労継続支援	通常の事業所等で働くことが困難な方に，就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供，知識や能力の向上のための訓練を実施します。
	居住支援系	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に，住居における相談や日常生活上の支援を行います。



## 【費用負担】

- 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある人とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

## （14） 放課後等デイサービス事業【健康増進課】

### 【目的】

就学中の障害をもつ児童、生徒に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行うものです。

### 【対象者】

小学校、中学校、高校に就学している障害児

### 【費用負担】

費用負担は、上記、障害者自立支援給付サービス事業の【費用負担】を参照ください。

## （15） 児童発達支援事業【健康増進課】

### 【目的】

児童発達支援事業所等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識の技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うものです。

### 【対象者】

小学校就学前の障害児

### 【町内の事業所】

湧水町発達支援センター みのり

### 【費用負担】

費用負担は、上記、障害者自立支援給付サービス事業の【費用負担】を参照ください。ただし、町内居住者が町内の事業所を利用する場合、費用負担はありません。

## (16) 障害者地域生活支援事業【長寿福祉課】

### 【目的】

障害者総合支援法の施行に伴い、施設型福祉から地域福祉へ移行する中、障害者が地域で安心して生活できるよう、障害者自立支援給付では提供できないサービスを補う形で提供することで、障害者の自立と社会参加を促すことを目的としています。

### 【対象者】

町内に居住する障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者等）

※ただしサービスを提供する事業所が近隣（町内）にないため、受けられないサービスもあります。

※事業ごとに、申請が必要な場合や、制限がある場合があります。

### 【サービスの種類】

①相談支援事業 : 障害者や家族の相談（生活・就業等）に応じます。

○相談支援事業所 あげぼの（伊佐市）

[TEL: 0995-23-0569](tel:0995-23-0569)

②地域活動支援センター : 創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を設けます。（小規模作業所等）

○くりの実の家（湧水町）

[TEL: 0995-74-2080](tel:0995-74-2080)

③日常生活用具給付事業 : 日常生活の利便をはかるための用具を給付・貸与します。

※詳細は「重度障害者等日常生活用具給付(貸与)事業」の欄を参照ください。

④コミュニケーション支援 : 手話通訳者等を派遣・育成する事業です。

利用者負担はありません。

⑤移動支援事業 : 外出時の移動を支援します。利用者負担は1割。

※現在町内にサービスを提供できる事業所がありません。

⑥日中一時支援事業 : 障害者（児）に創作活動又は生産活動の機会の提供と社会との交流促進の場を設けます。利用者負担は1割。

## (17) 障害者福祉車両等購入補助事業【長寿福祉課】

### 【目的】

在宅で生活している障害者等の外出を支援するために必要な車いす仕様等車両（福祉車両）等を購入する費用の一部を補助し、障害者の福祉の向上を図るものです。

### 【補助対象者等】

要介護身体障害者（注1）及び要介護身体障害者と同一の世帯に属する者（障害者世帯）並びに福祉サービスを実施している社会福祉法人等（NPO法人を含む。）で、次の対象者分類ごとに示す、すべて要件に該当することが必要です。

#### ① 障害者世帯

ア 住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に登録されている者で、町内に1年以上居住している者

イ 当該者の属する世帯全員に町税の滞納がない者

#### ② 福祉法人等

ア 町内に事業所を設置し、3年以上福祉サービスを実施しているもの

イ 本町に主たる事務所を置くもの

ウ 町税の滞納がないもの

エ 福祉サービス利用者の2分の1以上が住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に登録されている者で、町内に1年以上居住していること

（注1）要介護身体障害者とは身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施行規則の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者

ア 下肢の障害者で、1級又は2級の者

イ 体幹の障害者で、1級又は2級の者

ウ 下肢及び体幹の重複障害者で、1級又は2級の者

### 【補助対象車両及び補助金額】

対象車両及び補助金額は、下表のとおりです。

- ① 障害者世帯については、主に要介護身体障害者のための通院又は通所に利用することを原則とする。また、福祉法人等については、主に福祉サービス利用者の送迎に利用することを原則とします。
- ② 車両は、1世帯につき1台、1福祉法人等につき1台に限ります。
- ③ 購入後6年間は、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保に供してはなりません。

対 象		補助金額	
障害者 世帯	新車購入	福祉車両 1台当たり	100,000円
		その他 1台当たり	20,000円
	中古車購入 (福祉車両に限る)	初年度登録から36ヶ月以内 1台当たり	50,000円
		初年度登録から37ヶ月以上 1台当たり	25,000円

福祉法人 等	新車購入	福祉車両・その他・一般車両 1台当たり	上限 200,000円
	中古車購入 (福祉車両・そ の他・一般車 両)	初年度登録から36ヶ月以内 1台当たり	上限 100,000円
		初年度登録から37ヶ月以上 1台当たり	上限 50,000円
※購入経費又は補助基準額30万円のいずれか少ない方の額に 3分の2を乗じて得た額			

#### 【補足説明】

- 1 「福祉車両」とは、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）の規定に該当する装置を備えており、消費税が非課税の車いすと車いすの方を乗せられる自動車とします。
- 2 「その他」とは、助手席回転シート又は回転スライドシートのみを備えており、消費税が課税される自動車とします。
- 3 「一般車両」とは、福祉サービス利用者を送迎できる自動車とします。

#### 【申請方法】

補助金の交付を受ける場合は、車両を購入する前に、湧水町障害者福祉車両等購入費補助金交付申請書に次の書類を添付し提出してください。

- ① 福祉車両等購入計画書
- ② 福祉車両等の購入に当たる業者の見積書の写し
- ③ 住民票、町税等の滞納がないことを証明する書類等（個人、法人により異なりますので、事前にお問い合わせください。）

#### 【補助金の交付】

補助金の交付は、福祉車両購入後に実績報告書に次の書類を添えて提出し、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められた場合に交付されます。

- ① 福祉車両等の購入に係る契約書等の写し
- ② 福祉車両等の購入費に係る領収書等の写し
- ③ 割賦購入等の場合は、補助対象経費分以上の領収書等の写し
- ④ 福祉車両等の自動車検査証の写し
- ⑤ 福祉車両等の状態の分かる写真等
- ⑥ 湧水町障害者福祉車両等購入費補助金交付請求書

**(18) 自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税の減免**  
**【始良・伊佐地域振興局県税課】【住民税務課】**

障害者のために使用される自動車について、自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税の減免を行っています。

**【減免の対象となる障害の範囲】**

障害区分		運転者	障害者本人	生計同一者・常時介護者			
視	覚	障	害	1級から3級までの各級及び4級の1			
聴	覚	障	害	2級及び3級			
平	衡	機	能	障	害	3級	
音	声	機	能	障	害	3級(喉頭摘出手術を受けた者に限る。)	
上	肢	不	自	由	1級, 2級の1及び2級の2		
下	肢	不	自	由	1級から6級までの各級	1級, 2級及び3級の1	
体	幹	不	自	由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(1上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。)					
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級(1下肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。)				
心	臓	機	能	障	害	1級及び3級	
じん	臓	機	能	障	害		
呼	吸	器	機	能	障		害
ぼうこう又は直腸の機能障害							
小	腸	機	能	障	害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						1級から3級までの各級	
肝臓機能障害						1級から3級までの各級	
知的障害						A1及びA2	
精神障害						1級	

**【申請に必要なもの】**

- ・ 障害者手帳
- ・ 自動車検査証
- ・ 運転免許証
- ・ 市長村長が発行する生計同一証明書(世帯が別で生計同一者運転の場合)

**【減免の問い合わせ先】**

普通自動車の場合…始良・伊佐地域振興局 県税課 TEL : 0995-63-8114  
 軽自動車の場合……湧水町役場 住民税務課 軽自動車税係 TEL : 0995-74-3111

## (19) 所得税・住民税の控除【住民税務課・加治木税務署】

所得税，住民税について，納税者本人又はその控除配偶者や扶養親族のうちに障害者がいる場合は課税所得額を差し引くことができます。控除額は，障害の等級，同居・別居などによって異なります。

控除区分		所得税	住民税
普通障害	本人	27万円	26万円
	扶養	27万円	26万円
特別障害	本人	40万円	30万円
	扶養	40万円	30万円
	同居扶養	75万円	53万円

(R5年度額)

### 【問い合わせ先】

住民税については，湧水町役場 住民税務課 TEL：0995-74-3111  
所得税については，加治木税務署 TEL：0995-62-2161

## (20) 相続税の控除【加治木税務署】

相続人が85歳未満の障害者のとき，障害者控除が受けられ，相続税の額から控除することができます。詳しくは，加治木税務署までお問い合わせください。

※平成22年3月31日以前又は遺贈により財産を取得された場合は，年齢要件は「70歳未満」とされています。

### 【控除区分】

(R5年度額)

控除区分	控除額
特別障害者控除	85歳に達するまでの1年につき20万円
障害者控除	85歳に達するまでの1年につき10万円

### 【障害区分】

障害区分	身体	知的	精神
特別障害者控除	1級・2級	A1・A2	1級
障害者控除	3級から6級	B1・B2	2級・3級

### 【問い合わせ先】

加治木税務署  
〒899-5291  
鹿児島県姶良市加治木長諏訪町13番地  
TEL：0995-62-2161

## (21) JR運賃等の割引【JR乗車券販売窓口】

### 【対象者】

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

### 【割引内容】

乗車券購入時に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示された方は、下表の割引を受けることができます。

※詳細は、JR乗車券販売窓口までお問い合わせください。

種別	割引対象	乗車券類 種別	割引率	注意事項
第1種	本人単独	普通乗車券	50%	片道 101 km以上の利用の場合に限ります。
	本人及び 介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		・介護者は1人のみ割引が適用されます。 ・小児定期は割引の適用がされません。 ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入する必要があります。
第2種	本人単独	普通乗車券	50%	片道 101 km以上の利用の場合に限ります。
	本人 (12歳未満に限る) 及び介護者	定期乗車券		・介護者は1人のみ割引が適用されます。 ・小児定期は割引の適用がされません。 ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入する必要があります。

※定期券は通勤定期にのみ適用されます。

## (22) バス運賃の割引【各バス会社乗車券販売窓口】

### 【対象者】

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方

### 【割引内容】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を提示された方は、路線バス運賃の割引を受けることができます。

※割引の内容については、各バス会社で割引の内容が異なりますので、詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

(注)現在、割引を実施していない会社もありますのでご注意ください。

## **(23) 航空運賃の割引【航空券販売窓口】**

### **【対象者】**

満12歳以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方

### **【割引内容】**

各航空会社で割引の内容が異なりますので、詳しくは航空会社、代理店にお問い合わせください。

## **(24) タクシー運賃の割引【各タクシー会社】**

### **【対象者】**

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方

### **【割引内容】**

原則として10%程度割引を受けることができます。

※割引の取扱いについては、各タクシー会社で割引の内容が異なりますので、詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。

## **(25) 有料道路の料金割引【長寿福祉課】**

### **【対象者】**

- ① 身体障害者自ら運転する場合
- ② 重度(JRにおける第1種)の身体障害者、知的障害者を乗せて介護人が運転する場合

### **【割引内容】**

料金の50%程度が割引されます。(登録は、1人1台に限ります。)

※事前に、湧水町役場 長寿福祉課での申請が必要です。

※軽トラック等は対象となりません。

#### **【申請に必要なもの】**

- ・車検証

(※令和5年3月27日以降は、お車をお持ちでない場合でも事前申請(自動車登録なし)が可能となりました。事前申請することにより、タクシーやレンタカー等も割引の対象となります。)

- ・障害者手帳
- ・運転免許証(障害者本人が運転する場合)
- ・ETCカード(障害者本人名義のもの)
- ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの(セットアップ証明書等)

### **【問い合わせ・申請先】**

湧水町役場 長寿福祉課 TEL: 0995-74-3111(2115)



## (26) パーキングパーミット制度

【県障害福祉課・各地域振興局・ハートピアかごしま】

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。



### 【対象者】

●身体障害者の方 *身体障害者手帳に記載されている個別の障害程度で判定します*		有効期間	
視覚障害	1級～4級	5年	
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		(対象外)
	平衡機能障害		3級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			(対象外)
肢体不自由	上肢		1級・2級
	下肢		1級～6級
	体幹		1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		上肢機能
移動機能			1級～3級
心臓機能障害	1級・3級		5年
じん臓機能障害	1級・3級		
呼吸器機能障害	1級・3級		
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級・3級		
小腸機能障害	1級・3級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級		
肝臓機能障害	1級～3級		
●知的障害者の方	療育手帳の障害の程度欄が「A」, 「A1」又は「A2」の方	1年未満	
●精神障害者の方	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方		
●高齢者の方	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護2～5」の方		
●難病患者の方	特定疾患医療受給者証をお持ちの方		
◆妊産婦の方	妊娠7ヶ月～産後3ヶ月 *出産予定日の4ヶ月前から申請できます*		
◆けが人の方	骨折等による車いす・杖等の使用期間		

**【問い合わせ・申請先】**

申請書は湧水町役場 長寿福祉課でもお渡ししています。

○鹿児島県保健福祉部障害福祉課

〒890-8577

鹿児島県鴨池新町10番1号 TEL: 099-286-2746

○始良・伊佐地域振興局(大口保健所) 保健福祉環境部 大口支所

〒895-2511

鹿児島県伊佐市大口里53-1 TEL: 0995-23-5103

○始良・伊佐地域振興局(始良保健所) 保健福祉環境部 地域保健福祉課

〒899-5112

鹿児島県霧島市隼人町松永3320-16 TEL: 0995-44-7964

○ハートピアかごしま

〒890-0021

鹿児島県鹿児島市小野1-1-1 TEL: 099-220-5165

**【申請に必要なもの】**

- ・申請書
- ・該当する区分の下記の書類等の写し
  - 障害者手帳(障害者手帳をお持ちの方)
  - 介護保険被保険者証(高齢者の方)
  - 特定疾患医療受給者証
  - 母子健康手帳(妊婦の方)
  - 医師の診断書, 身分証明書(けが人の方)

**【郵送で申請する場合】**

次の切手を, 県障害福祉課, 振興局又はハートピアかごしまに申請書類と併せて郵送してください。

- ・返信用の140円切手(新規, 再交付の場合)
- ・返信用の84円切手(更新の場合)

## (27) ヘルプマーク・ヘルプカード【長寿福祉課・県障害福祉課】



【ヘルプマーク】



【ヘルプカード】

鹿児島県では、外見からは障害があることや、妊娠初期などであることが分からない方で、援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるようヘルプマーク及びヘルプカードを作成し、普及に取り組んでいます。

### 【対象者】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から援助が必要なことが分からない方で、日常生活や災害時において、配慮や支援を必要とする方。

なお、障害の有無、障害者手帳の有無は問いません。

また、ヘルプマーク及びヘルプカードにより割引制度が利用できるものではありません。

### 【問い合わせ・申請先】

県障害福祉課（郵送による配布も可能） TEL：099-286-2746

県地域振興局・県支庁・事務所，ハートピアかごしま

湧水町役場 長寿福祉課（栗野庁舎，吉松庁舎）TEL：0995-74-3111

## (28) NHK放送受信料の減免【長寿福祉課・NHK鹿児島営業部】

次に掲げる世帯に該当される方は、申請書に湧水町役場 長寿福祉課で免除事由の証明を受け、NHKに提出すると放送受信料が免除されます。

### ① 全額免除

生活保護受給者

障害者の方を世帯構成員に有する場合（受信契約者は世帯構成員のいずれかの者）

対象者	内容
身体障害者 知的障害者 精神障害者	身体・知的・精神障害者を含む世帯構成員全員の市町村 民税が非課税

### ② 半額免除

重度の戦傷病者

障害者の方が世帯主の場合（受信契約者は世帯主）

対象者	内容
身体障害者	・ 視覚障害者，聴覚障害者 ・ 障害等級が1級または2級の重度障害者
知的障害者	・ 障害等級がA1またはA2の重度障害者
精神障害者	・ 障害等級が1級の重度障害者

#### 【申請に必要なもの】

- ・ 申請書
- ・ 障害者手帳
- ・ 同意書(役場長寿福祉課でお渡しします。)
- ・ 印鑑

#### 【問い合わせ・申請先】

湧水町役場 長寿福祉課 TEL：0995-74-3111(2115)

NHK鹿児島営業部 TEL：099-805-7077

## (29) 携帯電話料金等の割引【各携帯会社】

#### 【対象者】

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方

#### 【割引内容】

携帯電話の基本使用料や各種サービスの月額使用料割引等のサービスを行っています。

※割引の取扱いについては、各携帯電話会社で割引の内容が異なりますので、詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

### (30) NTT無料番号案内【NTT】

次に該当する方に、無料で電話番号を案内します。事前の登録が必要となりますので、「ふれあい案内事務局」までFAX又は電話にてお問い合わせください。

#### 【対象障害区分及び障害程度】

障害区分	障害程度
視覚障害	全て
肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1, 2級
知的障害	全て
精神障害	全て

#### 【問い合わせ先】

ふれあい案内事務局

電話番号 フリーダイヤル TEL : 0120-104-174

FAX番号 フリーダイヤル TEL : 0120-104-134

